

現 行	改 定 案	改 定 案
<p>(局長通知) 第1章 総則 前文 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画</p> <p>第2章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助</p> <p>第3章 ～ 第10章 発達過程区分ごとの保育の内容 区分 6ヶ月未満児、6ヶ月から1歳3ヶ月 未満児、1歳3ヶ月から2歳未満児、 2、3、4、5、6歳児の8区分</p> <p>1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わりの視点 3 ねらい 4 内容 5 配慮事項</p>	<p>(告示) 第1章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割及び機能 3 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4 保育所の社会的責任</p> <p>第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程</p> <p>第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容</p> <p>2 保育実施上の配慮事項 (1) 保育に関わる配慮事項 (2) 乳児保育に関わる配慮事項 (3) 3歳未満児に関わる配慮事項 (4) 3歳以上児に関わる配慮事項</p>	<p>第1章 1 「総則」 児童福祉施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容、及び保育に関する運営に関する事項を定める 2 「保育所の役割及び機能」 児童福祉法第39条・同第18条の4 ・入所する子どもの最善の利益の考慮 ・家庭との緊密な協力・連携 ・環境を通して、養護と教育を一体的に行う ・地域との連携・子育て支援機能 * 「養護」－生命の保持と情緒の安定 * 「教育」－発達過程に応じた心身の発達援助 * 「子育て支援」－親や地域の子育て力の向上 等 3 「保育の原理」 ・目標 ～ 生活と発達の保障（養護と教育） ・方法 ～ 「遊びを通して」「総合的に」人権への配慮 ・環境 ～ 人的・物的・空間的な環境（相互関係） 4 「保育所の社会的責任」 ・保護者や地域への説明責任 ・個人情報保護・苦情解決</p> <p>第2章 1 「乳幼児の発達の特性」・発達の連続性・生活や遊びの連続性 2 「発達過程」・8区分の明示</p> <p>第3章 1 「保育のねらい及び内容」 ・ねらい ～ 保育の目標を具体化したもの （養護）生命の保持に関わるもの・情緒の安定に関わるもの （教育）子どもが就学前までに経験し、身に付けることが望まれる心情、意欲、態度 ・内 容 ～ ねらいを達成するためのもの （養護）保育士が適切に行うべき基礎的事項 （教育）健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域 相互に関連を持ちながら遊びを通して総合的に展開される 2 「留意事項」 すべての子どもに共通する留意事項・乳児・3歳未満児・3歳以上児それぞれの配慮事項</p>

現 行	改 定 案	
<p>第 1 1 章 保育の計画作成上の留意事項</p> <p>1 保育計画と指導計画</p> <p>2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成</p> <p>3 3歳未満児の指導計画</p> <p>4 3歳以上児の指導計画</p> <p>5 異年齢の編成による保育</p> <p>6 職員の協力体制</p> <p>7 家庭や地域社会との連携</p> <p>8 小学校との関係</p> <p>9 障害のある子どもの保育</p> <p>第 1 2 章 健康・安全に関する留意事項</p> <p>1 日常の保育における保健活動</p> <p>2 健康診断</p> <p>3 予防接種</p> <p>4 疾病異常等に関する対応</p> <p>5 保育の環境保健</p> <p>6 事故防止・安全指導</p> <p>7 虐待などへの対応</p> <p>8 乳児保育についての配慮</p> <p>9 家庭、地域との連携</p> <p>第 1 3 章 保育所における子育て支援及び職員の研修など</p> <p>1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応</p> <p>(1) 障害のある子どもの保育</p> <p>(2) 延長保育、夜間保育など</p> <p>(3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応</p> <p>2 地域における子育て支援</p> <p>(1) 一時保育</p> <p>(2) 地域活動事業</p> <p>(3) 乳幼児の保育に関する相談・助言</p> <p>3 職員の研修等</p>	<p>第 4 章 保育の計画及び評価</p> <p>1 保育の計画</p> <p>2 保育の評価等</p> <p>第 5 章 健康及び安全</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>2 環境及び衛生管理並びに安全</p> <p>3 食育の推進</p> <p>4 健康及び安全の実施体制等</p> <p>第 6 章 保護者に対する支援</p> <p>1 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援</p> <p>3 地域における子育て支援</p> <p>第 7 章 職員の資質向上</p> <p>1 施設長の責務</p> <p>2 職員の研修</p>	<p>第 4 章</p> <p>1 (1) 保育の計画の作成 ・ 保育の目標が達成されるように</p> <p>(2) 指導計画の作成 ・ 指導計画の展開</p> <p>(3) 指導計画作成上の留意事項</p> <p>発達過程に応じた保育、長時間保育、障害児保育 異年齢保育、虐待等の対応、小学校との連携 家庭や地域との連携、協働</p> <p>2 ・ 児童福祉施設最低基準第 3 6 条</p> <p>・ 自己点検・評価の重要性 (P D C A ・ 記録の取扱)</p> <p>第 5 章</p> <p>1 (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>(2) 健康増進 ・ 保健計画 ・ 健康診断</p> <p>(3) 疾病等への対応 ・ 感染症の予防、対応</p> <p>2 (1) 環境及び衛生管理 ・ 室内外の適切な環境と衛生管理</p> <p>(2) 事故防止及び安全管理 ・ 災害時の対策等</p> <p>3 食育の推進「食を営む力」の育成</p> <p>4 健康及び安全の実施体制等</p> <p>・ 専門的職員や職員間の連携等 ・ 計画的に実施</p> <p>第 6 章</p> <p>1 ・ 子どもの福祉を重視</p> <p>・ 保育所の特性を生かしての支援</p> <p>・ 保護者への保育指導、保護者との連携、協働</p> <p>・ 関係機関との連携や地域の様々な人材、資源などの活用</p> <p>2 ・ 保護者との相互理解 ・ 様々な機会をとらえての支援</p> <p>・ 個別の援助 ・ 虐待等への対応</p> <p>3 児童福祉法 4 8 条の 3</p> <p>・ 育児相談、交流の場や子育て情報などの提供</p> <p>・ 一時保育</p> <p>第 7 章</p> <p>1 ・ 職員の資質向上のための環境の確保</p> <p>・ 職員の研修の体系的、計画的実施</p> <p>・ 評価を踏まえた課題の設定</p> <p>2 ・ 施設外の研修 ・ 自己研鑽の取組</p> <p>・ 職員集団の協働、課題への取組と改善</p>